

告示

埼玉県告示第千三百五十四号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 通信制により受講するクリーニング師の研修の申込受付期間

令和五年十一月二十七日から十二月二十二日まで

三 通信制により受講する業務従事者の講習の申込受付期間

令和五年十一月二十七日から十二月二十二日まで

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千円

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円